

【発展問題】

⑤ 次の史料A・Bを読み、設間に答えよ。

(配点30点)

A さてこの式目をつくられ候事は、なにを本説として注し載せらるるの由、
① 人さだめて謗難を加うる事候か。ま事にさせる本文にすがりたる事候はね
ども、たゞ（②）のおすところを記され候者也。かやうに兼日にさだめ
候はずして、或はことの理非をつぎにして其人のつよきよはきにより、或は、
御裁許ふりたる事をわすらかしておこしたて候。かくのごとく候ゆへに、か
ねて（③）の躰をさだめて、人の高下を論ぜず、偏頗なく裁定せられ候
はんために、子細記録しをかれ候者也。…(中略)…この式目は、…(中略)…
あまねく人に心えやすからせんために、武家人へのはからひのためばかり
に候。これによりて、京都の御沙汰、律令のおきて聊もあらたまるべきにあ
らず候也。

九月十一日

④ 武藏守

⑤ 駿河守殿

B 一 諸国（⑥）人奉行の事

右、右大将家の御時定め置かるる所は、（⑧）・謀叛・殺害人付たり
夜討・強盗・山賊・海賊等の事なり。

一 諸国（⑨）、年貢所当を抑留せしむる事

右、年貢を抑留するの由、（⑩）の訴訟有らば、即ち結解を遂げ勘定
を請くべし。

一 御（⑪）を帶すと雖も知行せしめず、年序を経る所領の事

右、当知行の後、（⑫）ヶ年を過ぎば、大将家の例に任せて理非を論
せず改替に能はず。

一 女人（⑬）の事

右、法意の如くばこれを許さずと雖も、大将家御時以来當世に至るま
で、其の子無きの女人等、所領を（⑯）に譲り与ふる事、不易の法勝
計すべからず。加之、都鄙の例先蹟惟れ多し。評議の処尤も信用に足る
か。

問1 下線部①に関して、「人」とはどのような人々を指すか。次のa～dのうちから一つ選べ。

- a 御家人 b 非御家人 c 庶民 d 朝廷の人々

問2 空欄（②）に該当する語句を、漢字2字で記せ。

問3 空欄（③）に該当する語句を、漢字3字で記せ。

問4 下線部④の人物は誰か。

問5 下線部⑤の人物が当時就任していた役職は何か、役職名を記せ。

問6 空欄（⑥）に該当する語句を答えよ。

問7 下線部⑦の人物は誰か。

問8 空欄（⑧）に該当する語句を答えよ。

問9 空欄（⑨）に該当する語句を答えよ。

問10 空欄（⑩）に該当する語句を、次のa～dのうちから一つ選べ。

- a 地頭 b 御家人 c 本所 d 惣領

問11 空欄（⑪）に該当する語句を、次のa～dのうちから一つ選べ。

- a 官符 b 下文 c 詔勅 d 宣旨

問12 空欄（⑫）に該当する漢数字を答えよ。

問13 空欄（⑬）に該当する語句を答えよ。

問14 下線部⑭と関係の深い語句を史料A中から漢字2字で引用せよ。

問15 幕府は史料Bを制定後、必要に応じて多くの法令を出したが、それらを総称して何というか。